２．～１０．［略］	［略］

別表第２（第７条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
１．～９．［略］	［略］	［略］
１０．ライター	［略］	［略］
	燃焼方式	（１）・（２）［略］ （３）　その他のもの
	点火方式	（１）　［略］ （２）　圧電素子を備えた押しボタン式のもの （３）　圧電素子を備えたスライドボタン式のもの （４）　［略］
	意図しない点火を防止する方法	（１）　操作力によるもの（（３）に掲げるものを除く。） （２）　［略］

２．～１０．［略］	［略］

別表第２（第７条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
１．～９．［略］	［略］	［略］
１０．ライター	［略］	［略］
	燃焼方式	（１）・（２）［略］ ［新設］
	点火方式	（１）　［略］ （２）　圧電素子を備えた直押し式のもの （３）　圧電素子を備えたスライド式のもの （４）　［略］
	意図しない点火を防止する方法	（１）　操作力によるもの （２）　［略］

		（３）　操作力及び操作変位によるもの
	［略］	［略］

別表第３（第２０条関係）

特定製品の区分	検査設備	検査設備の基準
１．～３．［略］	［略］	［略］
４．ライター	［略］	［略］
	内圧試験設備	［略］
	エッジ判定試験設備	シャープエッジ試験装置（手等を傷つけるおそれのある鋭いエッジを測定することができるもの）を備えていること。

		［新設］
	［略］	［略］

別表第３（第２０条関係）

特定製品の区分	検査設備	検査設備の基準
１．～３．［略］	［略］	［略］
４．ライター	［略］	［略］
	内圧試験設備	［略］
	［新設］	［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に消費生活用製品安全法第十二条第二項の証明書の交付を受けている特別特定製品（同法第二条第三項に規定する「特別特定製品」をいう。）に係る型式の区分及び検査設備については、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、当該証明書の有効期間内は、なお従前の例による。